

答 申

諮問第 88 号

第 1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県情報公開条例（平成 13 年和歌山県条例第 2 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 23 年 12 月 26 日付けで公文書開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対しては、「作成又は取得していないため」との理由で対象公文書を保有していないとする非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 24 年 1 月 10 日付け海建総第 357 号で異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成 24 年 3 月 16 日付けで行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立ての内容要旨

- 1 異議申立ての趣旨
異議申立ての趣旨は、当該非開示決定は虚偽であり、取り消すことを求めるというものである。
- 2 異議申立ての理由
異議申立人が、異議申立書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。
 - (1) 二線引きが里道となった根拠を示す公文書が無い限り、行政は公図訂正の適正を主張できない。

- (2) 監察査察監は調査もせず、県職員の虚偽を鵜呑みにし、適正であったと虚偽を記載しているが、適正であると判断した水路の消滅には根拠があるはずであり、当該非開示決定は虚偽である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書及び異議申立てに対する理由説明書、並びに審査会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- 1 異議申立人は、平成21年2月3日付け和歌山県監察査察監による「不正行為等通報の調査結果について（回答）」の中で、海草振興局建設部職員が法務局に赴き「過去からの公図を調査したが水路であったと認める公図を発見することができなかった」としている調査報告書を請求しているが、実施機関では口頭で上司への報告は行っているが、公文書での調査報告書等の作成は行っていない。
- 2 異議申立人は、「字東山田〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番外一帯の土地は全て『田』であり、田に隣接している二線引きは全て水路でなければならない」として、もともと水路であったものを、和歌山県が実施した平成13年和歌山市上三毛字東山田地内の公図訂正により里道に変更したと主張しているが、この二線引きは、公図訂正前も、もともと里道であると登記官が認めたものであり、公図訂正により変更したものではない。異議申立人は、水路から里道となった根拠を示す公文書を請求しているが、水路から里道への変更という事実もなく、「根拠を示す」文書も作成していない。

よって、本件開示請求に対し、「作成又は取得していないため」との理由により、非開示決定を行った。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり

判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件処分の妥当性について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、実施機関は、調査報告書は作成しておらず、また、平成13年和歌山市上三毛字東山田地内の公図訂正前もこの二線引きはもともと里道であり、公図訂正により変更したのではなく、水路から里道への変更という事実もないため、「根拠を示す」文書も作成していない旨説明する。

調査報告書について、実施機関は、担当職員は口頭で上司への報告は行っているが、文書での調査報告書等の作成は行っていない旨主張したため、当審査会は、実施機関に対し、「監察査察監からの海草振興局建設部に対する調査依頼書の有無及び報告書の有無を含む、監察査察監からの問い合わせに対する対応状況」を調べるよう依頼した。実施機関から提出された資料によれば、再度確認を行ったが、海草振興局建設部及び監察査察課において、調査依頼書及び報告書は作成しておらず、今回の案件については、監察査察課と海草振興局建設部の間で文書でのやり取りはしていない旨報告するのであり、当審査会としては、調査報告書を作成していないという実施機関の主張に反する資料は得られていない。

また、水路から里道に変更した根拠を示す文書については、実施機関は、本件里道はもともと里道であり、平成13年和歌山市上三毛字東山田地内の公図訂正により水路から里道に変更したも

のではないと認識しているというのであり、これを前提とすれば、実施機関が水路から里道となった根拠を示す公文書を「作成又は取得していない」との説明は、特段不合理とは認められない。

よって、実施機関が「作成又は取得していない」との理由により非開示決定を行った本件処分は、妥当である。

3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、異議申立人は、実施機関職員の対応や公函訂正事務に関して種々の主張をしているが、当審査会は、条例に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う開示決定等の妥当性について調査審議する機関であり、異議申立人の当該主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成24年4月23日	○諮問（実施機関）
平成24年6月8日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成27年11月26日	○審議
平成27年12月24日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成28年1月8日	○実施機関からの説明資料を受理
平成28年1月12日	○審議
平成28年5月24日	○異議申立人からの説明及び意見の聴取

平成28年6月7日	○審議
平成28年6月27日	○審議

【別紙】

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成23年12月26日	平成21年2月3日付和歌山県監察査察監による「不正行為等通報の調査結果について（回答）」で、海建職員が法務局へ赴き「過去からの公図を調査したが水路であったと認める公図を発見することができなかった」としている。この調査報告書と字東山田〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番外一帯の地目は全て「田」であり、田に接している2線引きは全て水路でなければならない。この二線引きが里道となった根拠を示す公文書の開示。